

議案第 19 号

松阪市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正について

松阪市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

平成 29 年 2 月 15 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例  
松阪市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(3) 三重県農業共済組合

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。